

国民健康保険にご加入の皆様 子ども・子育て支援金制度の納付がはじまります。

令和8年度より子ども・子育て支援金制度の運営のために国民健康保険税から「子ども・子育て支援金」のご負担をお願いすることとなりました。

納めていただく「子ども・子育て支援金」は、令和8年度から令和10年までは段階的に金額が改定されます。

ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。



子ども・子育て支援金の保険税（令和8年度）

徴収開始時期は令和8年7月発送予定の当初納税通知書でご案内いたします。

※国民健康保険税とあわせて徴収します。

※子ども・子育て支援金制度については、当初納税通知書と同封予定の両面チラシをご確認ください。

宜野湾市の子ども・子育て支援金に係る保険税は所得割0.27%、均等割1,200円、平等割800円になります。（※限度額は3万円です）

※均等割1,200円には18歳以上均等割100円を含んでいます。

※こども（18歳に達する日以降の最初の3月31日以前である者。高校生代）については均等割額が全額軽減されます。

令和8年度より国民健康保険税は次のようになります。

医療分+支援分+介護分（令和7年度まで）



医療分+支援分+介護分+子ども・子育て支援金分（新規追加）

※国民健康保険以外の医療保険にご加入の皆様はお勤めの職場等にご確認ください。

問 国民健康保険課 保険税係 ☎893-4426